

問合せ先

十勝池田税務署 ☎ 572・2171

令和5年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、令和6年4月1日(月)が申告・納付の期限となっています。ぜひご自宅からe-Taxをご活用ください。
なお、税務署などの確定申告会場には例年多数の方が訪れています。会場への入場には「入場整理券」が必要となりますので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。

国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）

消費税および地方消費税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」から作成できます。画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。e-Taxに関する情報は、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）へ

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について

- 【令和5年分において課税事業者となる個人事業者の方】
- ①令和3年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
 - ②令和3年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和4年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
 - ③①、②に該当しない場合で、令和4年1月1日から令和4年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。
※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。
 - ④インボイス発行事業者の登録を受けている事業者
- 【申告に当たっての留意点】
- 課税事業者となる方は、令和5年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和5年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。
 - 令和3年分の課税売上高が5,000万円以下で、令和4年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
 - 消費税および地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については、「付表1-3・2-3」、簡易課税用については「付表4-3・5-3」）を添付してください。
 - 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
 - 消費税および地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載および申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりますのでご注意ください。ただし、還付申告（申告書⑥欄に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は当該提示等を省略することができます。
 - 免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

納期限と振替納税の利用について

確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は、次のとおりです。

- 納期限…令和6年4月1日(月)
- 振替日…令和6年4月30日(火)

振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に出向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利な確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」は、自宅からe-Taxで提出することができます。振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。振替納税に関する情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

おとなの寺子屋

寺子屋で学び、認知症を予防しましょう
脳の健康を保つためには、バランスのとれた食事、十分な睡眠に加え、日頃から脳の活性化を図ることが大切です。
おとなの寺子屋では、読み書き、計算、体操などを通じて楽しみながら脳のはたらきを活性化し、認知症を予防します。
参加希望の方は、申し込みの後、保健師が面談を行います。

問合せ先
役場福祉課福祉係
（地域包括支援センター）
☎ 574・2214

■申込・問合せ
福祉課福祉係（地域包括支援センター）
☎ 574・2214

地域まるごと元気アップ教室

自分に合った体操教室を選べます
足腰を鍛えてしっかりと歩きたい、楽しみながら物忘れを予防したい、そんな方のために運動教室を開催しています。
3種類の教室から、ご自身の体力に合った教室を選べます。体験参加もできますので、まずは福祉課へお問い合わせください。

問合せ先
役場福祉課福祉係
（地域包括支援センター）
☎ 574・2214

■申込・問合せ
福祉課福祉係（地域包括支援センター）
☎ 574・2214

通学部

- <対象> 物忘れが気になる高齢者
- <場所> 福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」
- <日程> 令和6年4月から令和7年3月までの第2・4火曜日
- <時間> 10:00～12:00
- <内容> 国語・算数等の脳トレ授業、レクリエーション
- <定員> 20名
- <送迎> 必要な方は送迎します。
- <参加料> 1回300円

通信部

- <対象> 物忘れが気になる高齢者で、通所が困難な方
- <場所> ご自宅
- <日程> 令和6年4月から令和7年3月までの第1・3火曜日
※うち数回は通所します。
- <内容> ご自宅に脳トレ教材をお届けした後、回答されたものを回収・採点してお返しします。
- <定員> 10名
- <参加料> 1回200円

<Aクラス> 9:30～11:00

座りながら焦らずのんびり鍛えます。

<Bクラス> 12:30～14:00

たくさん歩いて元気よく鍛えます

<Cクラス> 14:00～15:30

座ってゆっくり笑顔で鍛えます

- <対象> 筋力・体力の低下が心配な高齢者
- <場所> ひだまり交流館（茂岩栄町）
- <日程> 毎週木曜日（初回は令和6年4月4日）
- <内容> ・血圧測定
・運動（体操・歩行運動・筋力トレーニング・レク等）
- <講師> NPO ソーシャルビジネス推進センター
健康運動指導士 林 美里 氏
- <参加料> 毎月1,000円
- <送迎> ご家族の送迎、バス利用が困難な方はご相談ください

※通院中の方や体に痛みのある方は参加について主治医にご相談ください
※介護認定を受けている方は担当ケアマネジャーにご相談ください